

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム 広野の家

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(帯広市指定 第 0194600151 号)

◇◆目次◆◇

1	施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	サービス及び利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	緊急時における対応策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	事故予防・事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	身体拘束について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
11	連帯保証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
12	苦情の処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
13	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
14	外部評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
15	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 施設経営法人

法人名 社会福祉法人 帯広太陽福祉会
法人所在地 北海道帯広市上帯広町西1線76番地2
電話番号 0155-64-5061
代表者氏名 高橋 勝 坦
設立年月日 昭和57年5月1日

2 ご利用施設

施設の種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
第0194600151号

施設の目的 要介護者及び要支援者であって認知症の状態であるものについて、共同生活住居において家庭的環境の下で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

運営方針 日常生活におけるさまざまな援助等を行うことにより認知症の進行を穏やかにし、精神的に安定してその人らしい明るい生活を送れるよう支援する。また、認知症がどのような状態であっても、日常生活の中で役割分担を持ち、人間としての尊厳を保ちながら、楽しく安心して過ごせるアットホームな家づくりをめざす。

施設の名称 グループホーム広野の家

施設の所在地 北海道帯広市広野町西3線152番地

電話番号 0155-53-6532

管理者名 三島 智 美

開設年月日 平成20年12月1日

定員 9名

居室の概要 個室 9部屋

共用施設の概要 玄関・台所・リビング・ダイニング・浴室・脱衣所・ユーティリティ
トイレ（2箇所）・洗面所・談話スペース・その他

緊急・防災設備の概要 スプリンクラー・消火器・火災報知機・自動通報装置等

3 協力医療機関

協力医療機関名 帯広記念病院
北斗病院（脳神経外科・循環器科・消化器科・歯科口腔外科）

4 職員体制

職 種	配置人数	備 考
1. 施設長（代表者）	1名	兼務
2. 管理者	1名	兼務
3. 直接処遇職員	7名以上	日中常勤換算数で3.0人以上
4. 看護師	1名以上	記念病院看護師（訪問診療）
5. 介護計画作成担当者（介護支援専門員）	1名以上	兼務

5 勤務体制

昼間の体制	早出	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	日勤	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
夜間の体制	夜勤	1 8 : 0 0 ~ 8 : 0 0

6 サービス及び利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ① 食事、排泄、入浴（清拭）、着替えの介助、機能回復訓練、健康管理、相談・援助等は、要介護度に応じて包括的に提供され、通常1割の自己負担となります。

ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ②入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算します。また、1ヶ月以上の入院後に再入居した場合も同様といたします。（初期加算）

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ①居室料金・光熱水費・食材料費・おむつ代等、日常生活における個人消耗品など
②また、ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

(3) 入院にかかる取扱について

入院された場合、翌日から介護サービス費（自己負担分）は、算定されませんが、光熱水費等、居室に係る料金については入院中も費用がかかります。また、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれる場合には、ご利用者及びご契約者の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るとともに、止むを得ない場合を除き、退院後再び円滑に入居できるような体制を確保いたしますので、1ヶ月に6日を限度として一定単位の報酬を算定いたします（入居者の入退院支援の取組）

(4) サービス利用料金

別紙「利用料金表」をご参照ください。

7 緊急時における対応策

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、協力医療機関との連携を取り、適切な措置を講じます。

夜間においても、協力医療機関との連絡を取り合い、「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に沿って、入居者の人命安全を最優先に対応します。

8 事故予防・事故発生時の対応

- ①サービスを提供するにあたって、事故の起こることがないように細心の注意を払います。
②事故が発生した場合には、利用者の家族、必要に応じて市町村へ連絡するとともに、「緊急時・事故発生時対応マニュアル」に沿って、必要な措置を講じます。
③事故が発生した場合には、その原因を解明し、防止策を講じて事故の再発防止に努めます。

9 身体拘束について

ご利用者及び他のご入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、ご利用者及びご契約者へ説明し、その同意を得たうえ、必要最低限の範囲で行うように努めます。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

10 非常災害対策

①非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

②非常災害に備え、定期的に地域の協力機関との連携を図り、避難訓練を行います。

11 連帯保証について

契約者は、本重要事項説明書上当施設に対して負担する一切の責務を極度額120万円の範囲で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

12 苦情の処理について

(1) 太陽園における苦情の受付

太陽園における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者） 地域課地域第一係 係長 富田 浄史

○ 連絡先 (0155) 53-6534

(2) 第三者委員

○ 鬼崎 芳彦 帯広市愛国町基線41番地15 (0155) 64-4104

○ 木下 美智夫 帯広市太平町251番地 (0155) 60-2407

(3) 行政機関その他苦情受付機関

帯広市役所 介護高齢福祉課 地域福祉課相談・指導係	所在地 帯広市西5条南7丁目1 電話番号 0155-65-4113
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161

13 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者及び家族に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者及び家族に故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません

14 外部評価について

定期的に行っている運営推進会議において毎年実施しており、「北海道福祉サービス第三者評価機関」は利用していません。

1 5 その他

ご契約者（またはその家族）及びご利用者によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、契約解除となります。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム広野の家

説 明 者

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービス又は介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名

契約者 住 所

続柄 ()

氏 名

【グループホーム広野の家 利用料金表】

(1) 介護保険給付対象サービス

【サービス利用料金】 1 段目：1 割負担、2 段目：2 割負担、3 段目：3 割負担

介護度	介護保険利用者負担額					30 日あたり 利用金額
	サービス 利用料金	各種加算				
		医療連携体 制加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	栄養管理体制加 算	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ)	
要支援2	761 円 1,522 円 2,283 円	なし	1 日あたり	1 月あたり	二重線から 左の合計 × 18.6%	27,707 円 55,414 円 83,121 円
要介護1	765 円 1,530 円 2,295 円	1 日あたり				29,156 円 58,312 円 87,468 円
要介護2	801 円 1,602 円 2,403 円					30,428 円 60,856 円 91,284 円
要介護3	824 円 1,648 円 2,472 円					31,241 円 62,482 円 93,723 円
要介護4	841 円 1,682 円 2,523 円					31,841 円 63,682 円 95,523 円
要介護5	859 円 1,718 円 2,577 円					32,477 円 64,954 円 97,431 円

【その他加算等】

加算名	自己負担額	備 考
初期加算	30 円 (60・90 円)	1 日あたり (入居・再入居後 30 日間)
入居者の入院期間中の体制	246 円 (492・738 円)	1 日あたり (1 月に 6 日を限度)
若年性認知症受入加算	120 円 (240・360 円)	1 日あたり (65 歳の誕生日の前々日まで)
高齢者施設等感染症対策向上加算	I 10 円 (20・30 円) II 5 円 (10・15 円)	1 月あたり
新興感染症等施設療養費	240 円 (480・720 円)	1 日あたり (1 月に 5 日を限度)
協力医療機関連携加算	100 円 (200・300 円)	1 月あたり
退所時情報連携加算	250 円 (500・750 円)	1 回限り
看 取 り 介 護 加 算	72 円 (144・216 円)	1 日あたり 死亡日以前 31 以上 45 日以下
	144 円 (288・432 円)	1 日あたり 死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680 円 (1,360・2,040 円)	1 日あたり 死亡日の前日及び前々日
	1,280 円 (2,560・3,840 円)	1 日あたり 死亡日

(2) 介護保険の給付対象外サービス

食材料費		1日 1, 110円 (朝280円 昼380円 夜450円)
居室料金		1日 950円
光熱水費		1日 450円 (夏: 4～9月) 1日 550円 (冬: 10～3月)
サークル・余暇活動		実費負担 (材料費・入園料・飲食代等)
おむつ代		実費負担 (希望者のみ)
日常生活上必要 となる諸費用	理美容代	実費負担 (希望者のみ)
	その他	実費負担

2021.06